

令和4年版 土木工事施工管理基準	令和5年版 土木工事施工管理基準	改定理由
<p>(3) 3次元データによる出来形管理</p> <p>土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。</p> <p>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。</p> <p>河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編」の規定によるものとする。</p>	<p>(3) 3次元データによる出来形管理</p> <p>I C T 施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。</p>	諸基準類の改定にともなう

出来形管理基準及び規格値(案)

令和4年版											令和5年版											改定理由		
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定箇所	摘要	単位:mm	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定箇所	摘要	単位:mm			
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	1-2-3-2	1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 ・ 海 岸 土 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	1-2-3-2	諸基準類の改定にともなう				
						法長ℓ	ℓ<5m	-200								法長ℓ	ℓ<5m	-200						
						ℓ≥5m	法長-4%									ℓ≥5m	法長-4%							
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)						1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 ・ 海 岸 土 ・ 砂 防 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)								諸基準類の改定にともなう
						平均値	個々の計測値									平均値	個々の計測値							
						平場	標高較差	±50	±150							平場	標高較差	±50	±150					
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160							法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160					
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)						1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 ・ 海 岸 土 ・ 砂 防 土 工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)								諸基準類の改定にともなう
						平均値	個々の計測値									平均値	個々の計測値							
						平場	標高較差	±50	±300							平場	標高較差	±50	±300					
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±300							法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±300					
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	1-2-3-3	1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 ・ 海 岸 土 ・ 砂 防 土 工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	1-2-3-3	諸基準類の改定にともなう				
						法長ℓ	ℓ<5m	-100								法長ℓ	ℓ<5m	-100						
						ℓ≥5m	法長-2%									ℓ≥5m	法長-2%							
						幅w ₁ , w ₂	-100									幅w ₁ , w ₂	-100							

出来形管理基準及び規格値(案)

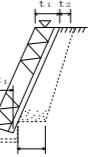
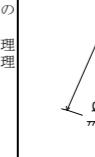
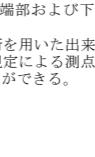
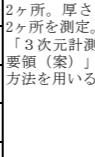
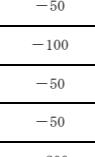
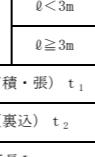
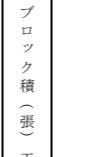
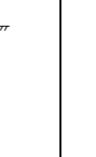
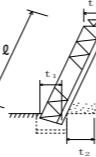
令和4年版											令和5年版											改定理由											
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要												
																						単位:mm	単位:mm										
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3 3	2	盛土工 (面管理の場合)			平均値 個々の計測値		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除外。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わることの場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	1-2-3-3	1 共通編	2 土工	3 河川 土工 ・ 海岸 土工 ・ 砂 防 土 工	3 2	盛土工 (面管理の場合)			平均値 標高較差	-50 -150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除外。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わることの場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	1-2-3-3	1 共通編	2 土工	3 河川 土工 ・ 海岸 土工 ・ 砂 防 土 工	3 2	盛土工 (面管理の場合)			平均値 標高較差	-50 -150	1-2-3-3	諸基準類の改定にともなう
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	1-2-3-4	1 共通編	2 土工	3 河川 土工 ・ 海岸 土工 ・ 砂 防 土 工	4	盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	1-2-3-4	1 共通編	2 土工	3 河川 土工 ・ 海岸 土工 ・ 砂 防 土 工	4	盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	1-2-3-4	諸基準類の改定にともなう						
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	1-2-3-5	1 共通編	2 土工	3 河川 土工 ・ 海岸 土工 ・ 砂 防 土 工	5	法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	1-2-3-5	1 共通編	2 土工	3 河川 土工 ・ 海岸 土工 ・ 砂 防 土 工	5	法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	1-2-3-5	諸基準類の改定にともなう						
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	1-2-4-2	1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	1-2-4-2	1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	1-2-4-2	諸基準類の改定にともなう				
						法長ℓ	ℓ<5m	-200								法長ℓ	ℓ<5m	-200															
						法長ℓ	ℓ≥5m	法長-4%								法長ℓ	ℓ≥5m	法長-4%															
						幅w		-100								幅w		-100															

出来形管理基準及び規格値(案)

令和4年版												令和5年版												改定理由																													
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準		測定箇所		摘要		編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準		測定箇所		摘要		諸基準類の改定にともなう																					
												単位:mm																	諸基準類の改定にともなう																								
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値			1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わることの場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値			1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わることの場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値			1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値			1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		諸基準類の改定にともなう
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽		±50		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。	1-2-4-3 1-2-4-4	1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。	1-2-4-3 1-2-4-4	1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	2	路体盛土工 (面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)	基準高▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。	1-2-4-3 1-2-4-4	諸基準類の改定にともなう																			
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値			1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わることの場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	2	路体盛土工 (面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値			1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わることの場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	2	路体盛土工 (面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値			1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		諸基準類の改定にともなう													

出来形管理基準及び規格値(案)

令和4年版											令和5年版											改定理由
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定箇所	摘要	単位:mm	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定箇所	摘要	単位:mm	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	5		石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)『護岸工編』」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-2-5-5		3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工		石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部および下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-2-5-5		3-2-5-5	諸基準類の改定にともなう
						法長ℓ	ℓ<3m															
						法長ℓ	ℓ≥3m															
						厚さ(石積・張)t ₁	-50															
						厚さ(裏込)t ₂	-50															
						延長L	-200															
																				新規設定		



出来形管理基準及び規格値(案)

令和4年版											令和5年版											改定理由				
編 章	節 条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 範 所	摘要	編 章	節 条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 範 所	摘要	單位:mm				
					個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均									個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均								
					中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下								中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	7 1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽ 厚さ 幅	±40 -45 -50	±50 -45 -50	-	-	3-2-6-7	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 鋪 裝 工	6 一 般 鋪 裝 工	7 1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽ 厚さ 幅	±40 -45 -50	±50 -45 -50	-	-	3-2-6-7	3-2-6-7	3-2-6-7	諸基準類の改定にともなう		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	7 2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	±90 ±90	±90 +40 -15	+40 -15	+50 -15	3-2-6-7	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 鋪 裝 工	6 一 般 鋪 裝 工	7 2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	±90 ±90	±90 +40 -15	+50 -15	+50 -15	1, 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	1, 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	1, 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	1, 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-2-6-7	諸基準類の改定にともなう
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	7 3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ 幅	-25 -50	-30 -50	-8 -50	-10	3-2-6-7	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 鋪 裝 工	6 一 般 鋪 裝 工	7 3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ 幅	-25 -50	-30 -50	-8 -50	-10	3-2-6-7	3-2-6-7	諸基準類の改定にともなう			

出来形管理基準及び規格値(案)

令和4年版											令和5年版											改定理由							
編 章	節 条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 管 所	摘要	編 章	節 条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 管 所	摘要	改定理由									
					個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均								個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均												
					中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	3-2-6-7	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他の本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層おおよび表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものといふ。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 ③計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 ④厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ⑤厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-7	諸基準類の改定にともなう		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	3-2-6-7	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	1. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを探取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測定点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 2. 個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層おおよび表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 ③計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 ④厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ⑤厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	3-2-6-7	諸基準類の改定にともなう		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	3-2-6-7	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他の本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものといふ。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 ③計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 ④厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ⑤厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-7	諸基準類の改定にともなう			

出来形管理基準及び規格値(案)

令和4年版											令和5年版											改定理由								
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	単位:mm						
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均																					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下								中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下									
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)		厚さ	-15	-20	-5	-7		3-2-6-7	3 土木工事共通編	2 一般舗装工	6 一般舗装工	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)		厚さ	-15	-20	-5	-7		3-2-6-7		3-2-6-7	諸基準類の改定にともなう
							幅	-50	-50	-	-							幅	-50	-50	-	-								
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7		3-2-6-7	3 土木工事共通編	2 一般舗装工	6 一般舗装工	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7		3-2-6-7		3-2-6-7	諸基準類の改定にともなう
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)		厚さ	-9	-12	-3	-4		3-2-6-7	3 土木工事共通編	2 一般舗装工	6 一般舗装工	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)		厚さ	-9	-12	-3	-4		3-2-6-7		3-2-6-7	諸基準類の改定にともなう
							幅	-25	-25	-	-							幅	-25	-25	-	-								

出来形管理基準及び規格値(案)

令和4年版											令和5年版											改定理由							
編 章	節 条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 管 所	摘要	編 章	節 条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 管 所	摘要	改定理由									
					個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均								個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均												
					中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	3-2-6-7	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	3-2-6-7	諸基準類の改定にともなう					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	3-2-6-7	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	3-2-6-7	諸基準類の改定にともなう					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	3-2-6-7	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	3-2-6-7	諸基準類の改定にともなう					

出来形管理基準及び規格値(案)

令和4年版											令和5年版											改定理由					
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要				
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(△10) *面管理の場合は測定値の平均											個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(△10) *面管理の場合は測定値の平均							
中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
3	土木工事共通編	2般施工	6般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-2-6-8	3土木工事共通編	2般施工	6般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	3-2-6-8	諸基準類の改定にともなう
3	土木工事共通編	2般施工	6般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-2-6-8	3土木工事共通編	2般施工	6般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-2-6-8	諸基準類の改定にともなう
3	土木工事共通編	2般施工	6般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-2-6-8	3土木工事共通編	2般施工	6般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	3-2-6-8	諸基準類の改定にともなう
3	土木工事共通編	2般施工	6般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-8	3土木工事共通編	2般施工	6般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-8	諸基準類の改定にともなう

出来形管理基準及び規格値(案)

令和4年版										令和5年版										改定理由																			
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 管 所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 管 所	摘要	units:mm													
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(△10) *面管理の場合は測定値の平均											個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(△10) *面管理の場合は測定値の平均																	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下										中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下																
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で、管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-2-6-8	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-2-6-8	諸基準類の改定にともなう
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 鋪装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-8	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-8	諸基準類の改定にともなう													
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で、管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-2-6-8	諸基準類の改定にともなう													
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 鋪装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-8	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-8	諸基準類の改定にともなう													

出来形管理基準及び規格値(案)

令和4年版											令和5年版											改定理由				
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定箇所	摘要					
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(△10) *面管理の場合は測定値の平均																		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	3-2-6-8	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	3-2-6-8	諸基準類の改定にともなう		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-8	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-8	諸基準類の改定にともなう
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	3-2-6-8	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	3-2-6-8	諸基準類の改定にともなう		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	3-2-6-8	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	3-2-6-8	諸基準類の改定にともなう		

出来形管理基準及び規格値(案)

令和4年版											令和5年版											改定理由												
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定箇所	摘要	単位:mm												
							個々の測定値(X)											10個の測定値の平均(△10) *面管理の場合は測定値の平均																
							中規模以上	小規模以下										中規模以上	小規模以下															
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9 1		排水性舗装工 (下層路盤工)		基準高▽	±40	±50	—	—	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9 1		排水性舗装工 (下層路盤工)		基準高▽	±40	±50	—	—	3-2-6-9										
							厚さ	-45	-45	-15	-15							厚さ	-45	-45	-15	-15												
							幅	-50	-50	—	—							幅	-50	-50	—	—												
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9 2		排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)		基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9 2		排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)		基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	3-2-6-9										
							厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15							厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15												
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9 3		排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工		厚さ	-25	-30	-8	-10	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9 3		排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工		厚さ	-25	-30	-8	-10	3-2-6-9										
							幅	-50	-50	—	—							幅	-50	-50	—	—												
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9 4		排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9 4		排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	3-2-6-9										

来形管理基準及び規格値(案)

来形管理基準及び規格値(案)

出来形管理基準及び規格値(案)

令和4年版												令和5年版												改定理由															
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定箇所	摘要														
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(△10) *面管理の場合は測定値の平均																														
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下																		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	3-2-6-11	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11	諸基準類の改定にともなう
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工場 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他の本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-11	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-11	諸基準類の改定にともなう													
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11	諸基準類の改定にともなう													
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	4	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工場 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他の本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-11	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	4	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-11	諸基準類の改定にともなう													

出来形管理基準及び規格値(案)

令和4年版												令和5年版												改定理由		
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定箇所	摘要					
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(△10) *面管理の場合は測定値の平均									個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(△10) *面管理の場合は測定値の平均								
中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下															中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
工事共通編	施工	舗装工			(面管理の場合)				小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。		工事共通編	施工	舗装工			(面管理の場合)					理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 「3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12	諸基準類の改定にともなう
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 「3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12	諸基準類の改定にともなう

出来形管理基準及び規格値(案)

出来形管理基準及び規格値(案)

令和4年版											令和5年版											改定理由			
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	單位:mm	單位:mm		
3	土木工事共通編	2	14法面工共通	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長ℓ ℓ<5m ℓ≥5m 法長の-4% 盛土法長ℓ ℓ<5m ℓ≥5m 法長の-2%	-200 施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)【計測工編】」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2	3	土木工事共通編	2	14法面工共通	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長ℓ ℓ<5m ℓ≥5m 法長の-4% 盛土法長ℓ ℓ<5m ℓ≥5m 法長の-2%	-200 施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)【計測工編】」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2	3-2-14-2	諸基準類の改定とともに	なう	3-2-14-2	諸基準類の改定とともに	なう
3	土木工事共通編	2	14法面工共通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長ℓ ℓ<5m ℓ≥5m 法長の-4% 厚さt t<5cm t≥5cm ただし、吹付面上に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。	-200 施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)【計測工編】」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2	3	土木工事共通編	2	14法面工共通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長ℓ ℓ<5m ℓ≥5m 法長の-4% 厚さt t<5cm t≥5cm ただし、吹付面上に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。	-200 施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2	3-2-14-2	諸基準類の改定とともに	なう	3-2-14-2	諸基準類の改定とともに	なう
3	土木工事共通編	2	14法面工共通	3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長ℓ ℓ<3m ℓ≥3m 厚さt t<5cm t≥5cm ただし、吹付面上に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。	-50 施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)【計測工編】」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-3	3	土木工事共通編	2	14法面工共通	3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長ℓ ℓ<3m ℓ≥3m 厚さt t<5cm t≥5cm ただし、吹付面上に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。	-50 施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-3	3-2-14-3	諸基準類の改定とともに	なう	3-2-14-3	諸基準類の改定とともに	なう		

出来形管理基準及び規格値(案)

令和4年版												令和5年版								改定理由			
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ℓ	ℓ < 10m	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)『法面工編』」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	3-2-14-4 曲線部は設計図書による	3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ℓ	ℓ < 10m	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)『法面工編』」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	3-2-14-4 曲線部は設計図書による	3-2-14-4 曲線部は設計図書による	諸基準類の改定とともに なう
3 土木工事共通編	2 般施工	15 擁壁工 共通	1	(一般事項) 場所打擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のは1施工箇所につき2ヶ所。	3-2-15-1	3 土木工事共通編	2 般施工	15 擁壁工 共通	1	一般事項 (場所打擁壁工)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のは1施工箇所につき2ヶ所。	3-2-15-1	3-2-15-1	諸基準類の改定とともに なう				
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	2	プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のは1施工箇所につき2ヶ所。	3-2-15-2	3 土木工事共通編	2 般施工	15 擁壁工 共通	2	プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のは1施工箇所につき2ヶ所。	3-2-15-2	3-2-15-2	諸基準類の改定とともに なう				

出来形管理基準及び規格値(案)

令和4年版											令和5年版											改定理由	
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	規格値		測定箇所	摘要			
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)														
							中規模以上	小規模以下	中規模以上								中規模以上	小規模以下	中規模以上				
10 道路 編	2 舗 装 工	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	10-2-4	10 道 路 編	2 舗 装 工	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	10-2-4	10-2-4 諸基準類の改定にとも なう	
						t < 15cm	-30	-10									t < 15cm	-30	-10				
						t ≥ 15cm	-45	-15									t ≥ 15cm	-45	-15				
						幅	-100	—									幅	-100	—				
10 道路 編	2 舗 装 工	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	10-2-4	10 道 路 編	2 舗 装 工	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	10-2-4	10-2-4 諸基準類の改定にとも なう	
						幅	-25	—									幅	-25	—				

出来形管理基準及び規格値(案)

出来形管理基準及び規格値(案)

出来形管理基準及び規格値(案)

出来形管理基準及び規格値(案)

出来形管理基準及び規格値(案)

令和4年版											令和5年版											改定理由			
測定箇所											測定箇所											単位:mm			
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準		摘要	単位:mm	
							個々の測定値(X)	測定値の平均(̄X)	個々の測定値(X)	測定値の平均(̄X)									個々の測定値(X)	測定値の平均(̄X)	個々の測定値(X)	測定値の平均(̄X)			
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工		厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		10-14-4-5	10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		10-14-4-5	諸基準類の改定にともなう
							厚さ t (オーバーレイ)	-9											厚さ t (オーバーレイ)	-9					
							幅 w	-25											幅 w	-25					
							延長 L	-100											延長 L	-100					
							平坦性	-	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下									平坦性	-	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削)のみ		厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)路面切削工編」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ t (オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		10-14-4-5	10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削)のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)路面切削工編」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ t (オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		10-14-4-5	諸基準類の改定にともなう
							厚さ t (オーバーレイ)	-9											厚さ t (オーバーレイ)	-9					
							幅 w	-25											幅 w	-25					
							延長 L	-100											延長 L	-100					
							平坦性	-	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下									平坦性	-	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					

令和4年版	令和5年版	改定理由
2 品質管理基準及び規格値（案） 目 次 6 既製杭 II - 7	2 品質管理基準及び規格値（案） 目 次 6 既製杭工 II - 7 7 基礎工 II 8 8 場所杭工 II 8 9 既製杭工（中堀り杭工コンクリート打設方式） II 8 <p style="color: red;">注） なお、工種番号10番以後については、工種番号のみ変更となる項目は新旧対照表に表示していない。</p>	誤植 新規追加 新規追加 新規追加

令和4年版 品質管理基準及び規格値（案）									令和5年版 品質管理基準及び規格値（案）									改定理由													
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績書等による基準	適用基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績書等による基準	適用基準												
1 セメントコンクリート・防水工事（軒瓦工、コンクリート・コアリート、ダム・擁土工、コンクリート・リブ付ダム工、トクトルを除く）	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 延長長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の既設コンクリート構造物の内縫断面が5mm以上の場合は、下工部及び高さが3m以上の壁・水門・橋門等対象。(ただし、レジマウント・モルタル・キャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない) とし構造面を除く全表面をチェック。 フーチング・底盤等で施工時に地中、水中にある部位については既設工地上でひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	(2017年制定)コンクリート標準示審方式 施工編P216	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 延長長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の既設コンクリート構造物の内縫断面が5mm以上の場合は、下工部及び高さが3m以上の壁・水門・橋門等対象。(ただし、レジマウント・モルタル・キャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない) とし構造面を除く全表面をチェック。 フーチング・底盤等で施工時に地中、水中にある部位については既設工地上でひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。 ただし、「三次元計測技術を用いた出来形理地測量（案）」による基準を用いて施工段階でひび割れ調査が実施する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領（案）で定める写真の提出で代替することができます。	(2017年制定)コンクリート標準示審方式 施工編P216	第三次元計測技術を用いた出来形理地測量（案）による基準を用いて施工段階でひび割れ調査が実施する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領（案）で定める写真の提出で代替することができます。														
4 ブレキヤリート製品（その他）	材料	その他 レジマウント表示されたレジマウント・コアリート・ミクストコアリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011～4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5011-1（高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（セメント骨材） JIS A 5011-3（鋼骨材） JIS A 5011-4（電気炉溶鉄骨材） JIS A 5021（シリカ用再生骨材）	1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（砂及び砂利） JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	材料	4 ブレキヤリート製品（その他）	骨材の密度及び吸水試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011～4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5008	1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011～4 JIS A 5021	材料	4 ブレキヤリート製品（その他）	骨材の微細分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	骨材 粗骨材 中骨材 細骨材	粗骨材 3.0%以下（たとえ、形状別標準率が50%以上の場合は、3.0%以下） 粗骨材 0.5%以下（静かにスラブ骨材を用いた場合は、0.5%以下） ミクストコアリートを使用する場合は除く）	1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 1103 JIS A 5005	骨材 粗骨材 3.0%以下（たとえ、形状別標準率が50%以上の場合は、3.0%以下） 粗骨材 0.5%以下（静かにスラブ骨材（砂利料）） ミクストコアリートを使用する場合は除く）	1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 1103 JIS A 5005	骨材の微細分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 3.0%以下（たとえ、形状別標準率が50%以上の場合は、3.0%以下） 粗骨材 0.5%以下（静かにスラブ骨材（砂利料）） ミクストコアリートを使用する場合は除く）	1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砂石及び骨材)	JIS名称変更にともなう
4 ブレキヤリート製品（その他）	材料	その他 レジマウント表示されたレジマウント・コアリート・ミクストコアリートを使用する場合は除く）	骨材の微細分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 1.0%以下 ミクストコアリートの表面が静かに。 レジマウント作用を受ける場合は0.5%以下。 その他の場合は、0.5%以下。 静かにスラブ骨材を用いた場合は、ミクストコアリート作用を受ける場合は0.5%以下。 その他の場合は、0.5%以下）	1回／月以上及び産地が変わった場合。	(静かに骨材の多い)1回／週以上	JIS A 5005 (コンクリート用砂石及び骨材)	4 ブレキヤリート製品（その他）	骨材の密度及び吸水試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011～4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5008	1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011～4 JIS A 5021	材料	4 ブレキヤリート製品（その他）	骨材の微細分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 3.0%以下（たとえ、形状別標準率が50%以上の場合は、3.0%以下） 粗骨材 0.5%以下（静かにスラブ骨材（砂利料）） ミクストコアリートを使用する場合は除く）	1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 1103 JIS A 5005	骨材 粗骨材 3.0%以下（たとえ、形状別標準率が50%以上の場合は、3.0%以下） 粗骨材 0.5%以下（静かにスラブ骨材（砂利料）） ミクストコアリートを使用する場合は除く）	1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 1103 JIS A 5005	骨材の微細分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 3.0%以下（たとえ、形状別標準率が50%以上の場合は、3.0%以下） 粗骨材 0.5%以下（静かにスラブ骨材（砂利料）） ミクストコアリートを使用する場合は除く）	1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砂石及び骨材)	JIS名称変更にともなう	
5 ガス圧接	施工前試験	必須				熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接棒 に対する位置の押付け、へこみが なくなり、もろい部分がある場合 ②ふくらみの良さが鐵筋條約1.1 倍以下。ただし、SD49の場合 1.1倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによ る表面不整があつてはならない。 ④その他の目と認められる欠陥が あつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業員、被筋條約 ①ふくらみを押抜いた後の圧接棒 に対する位置の押付け、へこみが なくなり、もろい部分がある場合 ②ふくらみの良さが鐵筋條約1.1 倍以下。ただし、SD49の場合 1.1倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによ る表面不整があつてはならない。 ④その他の目と認められる欠陥が あつてはならない。	熱間押抜法の場合は、実際の 作業と同一条件、同一材料で行 います。手動ガス圧接及び機械式ガス圧接 で、長さ19mm未満の鉄筋については 手動ガス圧接及び機械式ガス圧接を採 用し、監督員と協議の上、施工前試験を省略することができます。 （1）SD49以下の鉄筋を押す る場合は、 •手動ガス圧接及び熱間押抜法とス トッケンを行なう場合、材料、施工工具 などを特に確認する必要がある場 合には、施工前試験を行なう。 •熱間押抜法の場合、材料、施工工具 などを特に確認する必要がある場 合には、施工前試験を行なう。 （2）SD49の鉄筋を圧接する場 合、 •手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱 間押抜法のいずれにおいても、施 工前試験を行なわなければなら ない。	鉄筋手作業標準仕様書 ガス圧接手工作事（2017年）P15,16	5 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・日報 ・压接面の研磨状況 ・流れ下がり ・焼き割れ 等	熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接棒 に対する位置の押付け、へこみが なくなり、もろい部分がある場合 ②ふくらみの良さが鐵筋條約1.1 倍以下。ただし、SD49の場合 1.1倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによ る表面不整があつてはならない。 ④その他の目と認められる欠陥が あつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業員、被筋條約 ①ふくらみを押抜いた後の圧接棒 に対する位置の押付け、へこみが なくなり、もろい部分がある場合 ②ふくらみの良さが鐵筋條約1.1 倍以下。ただし、SD49の場合 1.1倍以上。	5 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・日報 ・压接面の研磨状況 ・流れ下がり ・焼き割れ 等	熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接棒 に対する位置の押付け、へこみが なくなり、もろい部分がある場合 ②ふくらみの良さが鐵筋條約1.1 倍以下。ただし、SD49の場合 1.1倍以上。	鉄筋手作業標準仕様書 ガス圧接手工作事（2017年）P15,16	鉄筋手作業標準仕様書 ガス圧接手工作事（2017年）P15,16							
6 橋床安定処理工事	施工	必須								7 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を 満足していること。				中川の杭工事（メタリック工場 出荷） ・定期的・日報による監査 ・鋼管のセメント・セメント抗 張り鋼管の標準化・規格化	道路示審方書・同解説 部講習IV編 平成29年11月P456～P458	新規追加										
8 基礎杭	施工	必須								8 基礎杭	施工	必須	孔底沈没物の管理	検査テープ	設計図書による	孔底に沈没するタブイドの量は、 測定筒所定孔径と筒長を用いてタブ イドを4等分して筒内に詰めると 筒の内外に残るタブイドの量をも う一つ減じて得た差から算出する 場合の孔底に孔底沈没物を含む 充てん量をもつて計算する。 （タブイドの量をもつて算出する 場合は、孔底沈没物を除く。）	孔底に沈没するタブイドの量は、 測定筒所定孔径と筒長を用いてタブ イドを4等分して筒内に詰めると 筒の内外に残るタブイドの量をも う一つ減じて得た差から算出する 場合の孔底に孔底沈没物を含む 充てん量をもつて計算する。	8 基礎杭	施工	必須	孔底沈没物の管理	検査テープ	設計図書による	孔底に沈没するタブイドの量は、 測定筒所定孔径と筒長を用いてタブ イドを4等分して筒内に詰めると 筒の内外に残るタブイドの量をも う一つ減じて得た差から算出する 場合の孔底に孔底沈没物を含む 充てん量をもつて計算する。	道路示審方書・同解説 部講習IV編 平成29年11月P502	新規追加					
14 鋼床安 定処理工事	施工	必須	現場荷重の測定 ※右記試験方法 （4種類）のいづれかを実施する。	または、R1計器を用いた盛土の継続性管理要 領（案）	設計図書による	盛土を管理する間に4回（以下「管理単位」と分けて管理単位ごとに管 理を行なうとする）。	・最大粒径100mmの場合に適用 する。 ・左記の規格値を満たしていない 場合には、下工部は監督職員と 協議の上で、（再）転圧を行うも のとする。	R1計器を用いた盛土の規 格化管理要領（案）平成8年8月	5 施工	必須	現場荷重の測定 ※右記試験方法 （3種類）のいづれかを実施する。	または、R1計器を用いた盛土の規 格化管理要領（案）	設計図書による	盛土を管理する間に4回（以下「管理単位」と分けて管理単位ごとに管 理を行なうとする）。	・最大粒径100mmの場合に適用 する。 ・左記の規格値を満たしていない 場合には、下工部は監督職員と 協議の上で、（再）転圧を行うも のとする。	5 施工	必須	現場荷重の測定 ※右記試験方法 （3種類）のいづれかを実施する。	または、R1計器を用いた盛土の規 格化管理要領（案）	設計図書による	盛土を管理する間に4回（以下「管理単位」と分けて管理単位ごとに管 理を行なうとする）。	・最大粒径100mmの場合に適用 する。 ・左記の規格値を満たしていない 場合には、下工部は監督職員と 協議の上で、（再）転圧を行うも のとする。	R1計器を用いた盛土の規 格化管理要領（案） 平成8年8月	鉄							
14 鋼床安 定処理工事	施工	必須	現場荷重の測定 ※右記試験方法 （3種類）のいづれかを実施する。	または、GNSSを用い た盛土の継続性管 理要領（案）によ る。	設計図書による	施工範囲を小分割した管理プロ グラムが、必要な範囲だけ範囲内に 存在することを確認する。ただし、 2. 直線走行部は軌道、原鉄道床と ても、直線走行部は走行部には1,000 mmを標準とする。また、日の施工 面積が2,000m ² 以上の場合には、 その施工面積を2,000m ² 以下に 分割する。 3. 目の施工が複数回に及ぶ場合 でも、管理単位ごとに標準化され る。これは、管理単位ごとに標準化 されることを確認する。	TS・GNSSを用いた盛土の規 格化管理要領（案） 平成31年3月 P38j による	17 鋼床安 定処理工事	施工	必須	現場荷重の測定 ※右記試験方法 （3種類）のいづれかを実施する。	または、TS・GNSSを用いた盛土の規 格化管理要領（案）	設計図書による	施工範囲を小分割した管理プロ グラムが、必要な範囲だけ範囲内に 存在することを確認する。ただし、 2. 直線走行部は軌道、原鉄道床と ても、直線走行部は走行部には1,000 mmを標準とする。また、日の施工 面積が2,000m ² 以上の場合には、 その施工面積を2,000m ² 以下に 分割する。	TS・GNSSを用いた盛土の規 格化管理要領（案） 平成31年3月 P38j による	鉄															
15 表層安 定処理工事 (表層混合 処理)	施工	必須	現場荷重の測定 ※右記試験方法 （3種類）のいづれかを実施する。	または、GNSSを用い た盛土の継続性管 理要領（案）によ る。	設計図書による	施工範囲を小分割した管理プロ グラムが、必要な範囲だけ範囲内に 存在することを確認する。ただし、 2. 直線走行部は軌道、原鉄道床と ても、直線走行部は走行部には1,000 mmを標準とする。また、日の施工 面積が2,000m ² 以上の場合には、 その施工面積を2,000m ² 以下に 分割する。	TS・GNSSを用いた盛土の規 格化管理要領（案） 平成31年3月 P38j による	18 表層安 定処理工事 (表層混合 処理)	施工	必須	現場荷重の測定 ※右記試験方法 （3種類）のいづれかを実施する。	または、TS・GNSSを用いた盛土の規 格化管理要領（案）	設計図書による	施工範囲を小分割した管理プロ グラムが、必要な範囲だけ範囲内に 存在することを確認する。ただし、 2. 直線走行部は軌道、原鉄道床と ても、直線走行部は走行部には1,000 mmを標準とする。また、日の施工 面積が2,000m ² 以上の場合には、 その施工面積を2,000m ² 以下に 分割する。	TS・GNSSを用いた盛土の規 格化管理要領（案） 平成31年3月 P38j による	鉄															
23 砂防土 工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 （4種類）のいづれかを実施する。	または、R1計器を用いた盛土の継続性管 理要領（案）によ る。	設計図書による	施工範囲を小分割した管理プロ グラムが、必要な範囲だけ範囲内に 存在することを確認する。	・最大粒径100mmの場合に適用 する。 ・左記の規格値を満たしていない 場合には、下工部は監督職員と 協議の上で、（再）転圧を行うも のとする。	R1計器を用いた盛土の規 格化管理要領（案） 平成8年8月	24 砂防土 工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 （3種類）のいづれかを実施する。	または、R1計																		